

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月10日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柴田 久

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

【電話番号】 (代表)054(261局)3131番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 梅原 弘 充

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
株式会社静岡銀行 経営企画部

【電話番号】 (代表)03(3213局)0225番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 澤井 康 人

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成29年9月8日

【発行登録書の効力発生日】 平成29年9月16日

【発行登録書の有効期限】 平成31年9月15日

【発行登録番号】 29 - 関東 2

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 200,000百万円

【発行可能額】 200,000百万円
(200,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年1月10日(提出日)であります。

【提出理由】 臨時報告書の訂正報告書(金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく)を平成30年1月10日に関東財務局長へ提出いたしました。これに伴い当該臨時報告書の訂正報告書を平成29年9月8日付で提出した発行登録書の参照書類とします。

【縦覧に供する場所】

株式会社静岡銀行 東京営業部

(東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号)

株式会社静岡銀行 横浜支店

(横浜市西区北幸 1 丁目11番15号)

株式会社静岡銀行 名古屋支店

(名古屋市中区錦 2 丁目16番18号)

株式会社静岡銀行 大阪支店

(大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 1 番 3 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおり。